

## 案の 15

### 2 国際第 1028 号

#### 関税割当公表第 78 号の 2

#### 令和 3 年度のバター及びバターオイルの関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令(昭和 40 年農林省令第 13 号)第 6 条の規定に基づき、ミルクから得たバターその他の油脂(以下「バター及びバターオイル」という。)の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和 3 年 4 月 1 日

農 林 水 産 省

#### 記

#### 第 1 割当対象物品、用途別の割当数量及び通関期限

##### 1 割当対象物品

バター及びバターオイル(関税暫定措置法(昭和 35 年法律第 36 号)別表第 1 第 0405.10 号及び第 0405.90 号に規定するもの)

##### 2 用途別の割当数量

|                     |       |    |
|---------------------|-------|----|
| (1) 沖縄還元乳製造原料用      | 4 6 5 | トン |
| (2) 沖縄乳児等用調製粉乳製造原料用 | 3     | トン |
| (3) 国際線航空機用         | 7 6   | トン |
| (4) 外国見本市用          | 3 7   | トン |
| 合計割当数量              | 5 8 1 | トン |

##### 3 通関期限 令和 4 年 3 月 31 日

#### 第 2 その他

その他関連事項に関しては、令和３年度のバター及びバターオイルの関税割当てについて(令和３年３月１１日付け２国際第９４２号関税割当公表第７８号)による。